

特別支援教育に関する実践研究充実事業公募要領

1. 事業名

特別支援教育に関する実践研究充実事業

2. 事業の趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになっている。

さらに、中央教育審議会における新学習指導要領等に関する答申においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての基本的な方向性が示された。こうしたことから、2020年度からの新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、その成果を全国の特別支援学校へ普及していく必要がある。

また、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針等（平成27年12月22日閣議決定）において、知的障害がある児童生徒に対する通級による指導について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、当該方針に対応するためのモデル事業を実施する必要がある。

本事業は、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究等に取り組み、その成果を全国へ普及することによって特別支援教育の推進を図る。

3. 事業の内容

以下の項目のいずれかを選択し実施するものとする。

① 新学習指導要領に向けた実践研究

新特別支援学校学習指導要領等（幼稚部、小学部・中学部・高等部）の内容を円滑に実施するため、実態の把握や新特別支援学校学習指導要領等に沿った教育課程編成や指導及び評価方法等についての研究を行い、指導方法等に関するモデルの構築等を行う。

以下に示す研究課題（テーマ）について実践研究を行う。

- ・最新の医療機器や補装具等を使用している幼児児童生徒に対する指導法等に関する研究

② 新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究

本事業において平成29年度に採択した課題（別添研究一覧参照）について調査・分析を行い、事業成果のとりまとめを行うとともに、その成果を普及するための取組を実施する。

4. 事業の実施方法（企画提案書（事業実施提案書）の作成）

① 新学習指導要領に向けた実践研究

（1）研究組織

委託を受けた団体は、研究を総括する研究代表者や分担する担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。

当該実施体制については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

（2）研究協力校

委託を受けた団体は、特別支援学校の中から実践研究を行う学校を指定する（以下、指定を受けた学校を「研究協力校」という）。その場合、単一の学校を指定することも、複数の学校を指定することも可能。研究協力校においては、通常の校務分掌とは別に研究の担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。指定された学校等の情報については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

（3）研究協力校間の連携

複数の指定校を指定して研究を行う場合、研究協力校は、地域や学校の実態等に応じ、様々な観点から研究を行うため、互いに連携して研究を実施するものとする。

（4）進捗状況の把握及び指導助言

研究代表者は、研究の進捗状況を把握するとともに、研究の実施や研究協力校間の連携等に関し必要な指導助言を行うものとする。

（5）文部科学省との連携

委託を受けた団体は、事業の実施にあたり文部科学省と必要に応じて連携するものとする。

（6）その他

研究協力校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後2年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。

また、本事業は、教育課程の特例を定める事業とはしていないことから、教育課程内の範囲において本事業を実施するものとする。

② 新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究

(1) 研究組織

委託を受けた団体は、研究を総括する研究代表者や分担する担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。当該実施体制については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

(2) 文部科学省との連携

委託を受けた団体は、事業の実施にあたり文部科学省と必要に応じて連携するものとする。

5. 公募対象

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

① 新学習指導要領に向けた実践研究

- ・都道府県教育委員会
- ・市町村教育委員会（指定都市を含む）
- ・附属学校（特別支援学校に限る）を設置する国立大学法人
- ・特別支援学校を設置する学校法人

② 新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究

- ・法人格を有する団体

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は委託要項で定める事業実施計画書によって代えるものとする。「① 新学習指導要領に向けた実践研究」については様式1-1を使用し、「② 新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究」については様式1-2を使用すること。様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

事業実施計画書の内容を補足するために必要と思われる資料（パンフレット等）を適

宜添付すること。

(2) 提出方法

事業実施計画書は、以下の方法で提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。

- ・別紙様式「事業実施計画書」を Word ファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。(PDF で送信しないこと。ただし、別紙様式「事業実施計画書」以外の参考資料については、PDF で送信可能とする。)
- ・メールの件名は「【組織名】実践研究充実事業実施計画書」
(組織名の例 例1：〇〇県教育委員会, 例2：〇〇県, 例3：〇〇大学) とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が 10MB を越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・事業実施計画書を受信した旨のメールを 2019年2月18日(月)までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は2019年2月19日(火)までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書(事業実施計画書)
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ③ その他関係資料

(4) 提出先

電子メール：toku-sidou@mext.go.jp
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係
TEL：03-5253-4111(内線3716)

(5) 提出締切

2019年2月15日(金)

当日の送信記録があるもの。

なお、提出締切後の事業実施計画書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、審査の結果により修正・再提出を求めることがある。

(6) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

8. 事業期間、事業規模（予算）及び採択件数等

① 新学習指導要領に向けた実践研究

事業期間：2019年4月1日～2021年3月31日（2年間）

事業規模：1件当たり300万円程度

採択件数：1件程度を予定

② 新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査分析

事業期間：2019年4月1日～2020年3月31日（1年間）

事業規模：1件当たり600万円程度

採択件数：1件程度を予定

※2019年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

審査評価委員会において書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10. スケジュール（予定）

公募締切：2019年2月15日（金）

審査：2019年2月中旬

結果通知：2019年3月上旬

契約締結：2019年度予算が成立した場合に、成立日以降の2019年度の日付で順次締結する。

契約期間：原則、契約締結日から2020年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契

約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

複数年の事業期間であっても、契約については単年度ごとに締結する。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・銀行振込依頼書（採択の連絡と合わせて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

12. その他

再々委託は認めない。

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。

また、事業実施にあたっては、契約書を遵守すること。

なお、実施計画書を作成するにあたっては、以下の URL の内容を参照にすること。

- ・特別支援学校幼稚部教育要領（平成 29 年 4 月公示）

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/23/1399950_2_1.pdf

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第 197 号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

本事業の申請に関する質問やその回答について、調達情報のサイトにおいて公表するため、適宜確認すること。

平成29年度 特別支援教育に関する実践研究充実事業(次期学習指導要領に向けた実践研究)

別添

団体	研究テーマ・研究概要
1 秋田県教育委員会	<p>「主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業づくりに関する研究」 主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善を行い、効果的な指導内容・指導方法等を明らかにする。 「地域の特色を生かした教育課程の編成に関する研究」 地域資源を活用した学習活動における指導計画や指導内容の検討と整理を行い、教育課程の編成を行う。</p>
2 石川県教育委員会	<p>「特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究ー新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた子供たちの主体的・対話的で深い学びを目指してー」 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組み、指導内容や指導方法等の改善・充実を図る。</p>
3 福井県教育委員会	<p>「キャリア教育を核とした自立と社会参加に向けた教育課程の編成」 地域企業等と学校が連携・協力した、生徒の職業教育・就労支援ならびに自立と社会参加に向けた教育課程の研究を行う。</p>
4 千葉県教育委員会	<p>「知的特別支援学校における卒業後の自立を見据えた小学部段階から連続したキャリア教育支援の在り方」 小学部段階から連続したキャリア教育を推進するための教育課程の編成や指導方法等について研究する。 「知的障害のある児童生徒の質の高い学びを実現するために必要な学習指導と評価の在り方」 各教科等を合わせた指導について、各教科の内容や評価の観点の明確化を図り効果的な指導方法について研究する。</p>
5 京都府教育委員会	<p>「次期学習指導要領に向けた授業及び教育課程改善研究」 授業改善研究等により、共生社会の形成に貢献する「系統性ある社会に開かれた教育課程」を具現化する。</p>
6 大阪府教育委員会	<p>「教育課程改善事業」 外部人材を活用し、教育課程改善プランの検討・評価を行い、小・中・高一貫したキャリア教育の充実を図る。 「教育課程改善事業」 キャリア教育の視点で教育課程を見直し、外部人材を活用し主体的・対話的で深い学びのある授業改善を図る。</p>
7 鳥取県教育委員会	<p>「知識及び技能が生きて働くための実態把握と教科横断的な指導の工夫」 個々の実態を多面的に整理・分析し、習得した知識及び技能が生きて働く授業改善を教科横断的に取り組む。</p>
8 山口県教育委員会	<p>「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育課程や指導方法の工夫改善に関する研究」 技能検定やコミュニティ・スクールの取組を生かした特別支援学校の教育課程や指導方法の改善について研究する。</p>
9 熊本県教育委員会	<p>「知的障害特別支援学校のカリキュラム・マネジメントに関する研究」 学習評価を指導計画につなぐ教育課程の構造化と各教科内容表の活用によるカリキュラム・マネジメントの充実を図る。</p>
10 国立大学法人筑波大学	<p>「学習に難しさがある肢体不自由児に対する指導の重点化、指導及び学習評価の工夫に関する研究」 学習に難しさがある肢体不自由児に対し適切な指導目標を設定する手続きを整備し、学びの連続性を担保する。</p>
11 国立大学法人熊本大学	<p>「次期学習指導要領を見据えたカリキュラム・マネジメント～熊大式マネジメントシステムの構築～」 未来を拓く資質能力を育成する教育課程の開発に向けた、授業改善を軸としたカリキュラムマネジメントの探究に取り組む。</p>
12 国立大学法人鹿児島大学	<p>「育成を目指す資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメント実現に関する研究」 知的障害教育においてカリキュラム・マネジメントの実現を図る方策及び手続きを明らかにするための研究に取り組む。</p>
13 学校法人横浜訓盲学院	<p>「視覚障害と聴覚障害を併せ有する盲ろう幼児・児童・生徒の自立活動とアセスメントーパーキンス盲学校国際部門との連携を通し盲ろうに対応したアセスメントを用い、実態把握・指導計画・実践・評価の研究を、専門機関と連携して行う。</p>